

# 社会福祉法人長井市社会福祉協議会長井市老人福祉センター設置規程

昭和 53 年 12 月 23 日制定

(設置の目的)

第 1 条 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第 5 項の規定に基づき、長井市地域内の老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を与え、各種の相談に応じ総合的に老人の健康維持、明るい生きがいのある生活を営ませることを目的とする。

(名称及び所在地)

第 2 条 老人福祉センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 長井市老人福祉センター

所在地 長井市館町北 6 番 19 号

(事業)

第 3 条 老人福祉センターは次の事業を行う。

- (1) 各種相談の実施
- (2) 教養の向上及びレクリエーション等の実施
- (3) 老人クラブに対する指導助言等
- (4) 長井市ふれあいサロンの実施
- (5) ふれあいサロン等送迎事業の実施

(職員)

第 4 条 老人福祉センターに所長及びその他の職員を置く。

- 2 所長は、上司の命をうけ所掌事務を処理し、職員を指揮監督する。
- 3 職員は、所長の命をうけ業務の実施にあたる。

(使用の範囲)

第 5 条 老人福祉センターを使用できる者は、長井市居住者で 60 歳以上とする。ただし、社会福祉関係で行う事業並びに会長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(使用料)

第 6 条 老人福祉センターの使用者（長井市ふれあいサロンの対象者を除く。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

- 2 会長が特に必要と認めた場合は、使用料を減免することができる。

(使用上の注意)

第 7 条 老人福祉センターを使用するものは、良俗に反することはつつしみ、火災盗難の予防、共用物の損傷等に注意し、他人に迷惑せず定められた規定に従うものとする。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、老人福祉センターに関し必要な事項は、会長が別に

定める。

附 則

この規則は、昭和 54 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規則は、平成 12 年 12 月 14 日より施行し、平成 11 年 11 月 14 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 長井市老人福祉センター運営審議会規程（昭和 53 年 12 月 23 日制定）は令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。

別表

1 老人が使用するとき

区 分	使 用 料	備 考
1～9 人	300 円	
10～20 人	200 円	最高限度額を 3,500 円とする。
21～30 人	180 円	最高限度額を 4,500 円とする。
31 人以上	150 円	最高限度額を 13,000 円とする。

◎ 10 人以上の場合、団体としてバスによる送迎を行う。

2 一般会議等に貸与するとき

区 分	夏 期 (4 月～10 月)	冬 期 (11 月～3 月)	備 考
半 日	2,000 円	夏期使用料に暖房料 500 円を加算する。	老人センター使用に支障のない 場合を考慮して貸与するものと する。
一 日	4,000 円	夏期使用料に暖房料 1,000 円を加算する。	
酒席の伴う会議は、上記金額に 1,000 円を加算する。			